本市の都市づくりの基本方針を、次の11の部門別に定めました。

【都市計画の骨格となる部門】

- 1 土地利用の方針
- 2 交通体系整備の方針
- 3 公園・緑地の整備及び緑の保全の方針
- 4 河川等の整備及び生活排水処理の方針
- 5 その他の都市施設整備の方針

【都市づくりに求められる新たな視点の部門】

- ■誰もが安全、快適に暮らせる都市
 - 6 良好な住まいのある都市づくりの方針
 - 7 人にやさしい都市づくりの方針
 - 8 安全な都市づくりの方針
 - 9 潤いのある都市づくりの方針
- ■活力を育み、発展する都市
 - 10 交流を育む都市づくりの方針
- ■歴史文化・自然環境を大切にし、活かす都市
 - 11 環境にやさしい都市づくりの方針

第1節 土地利用の方針

1 土地利用の目標

土地利用については、山間部から海岸部に広がる豊かな自然環境を保全しながら次代に引き継ぐことを基本とし、市の将来像を踏まえ、地理的な好条件を活かした計画的な土地の利活用を進めていきます。

〔都市の活力を育む都市づくり〕

本市は県央に位置し、広域交通の利便性の高い都市であり、これらの特性を活かして、都市の活力を育む都市づくりを進めていくことが必要です。

魅力ある中心商業業務地、新たな工業・流通業務地、海岸や港を活かした交流や複合的な機能を 育む土地利用等を積極的に整備・誘導していきます。

〔安全・快適な生活を支える都市づくり〕

将来人口8万人を目指す本市は、居住都市としての性格の強い都市であり、市民の安全・快適な 生活を支えるため、住宅市街地の良好な居住環境の充実を図っていくことが必要です。

地域の現況と将来像を踏まえ住宅市街地の位置づけを明確にし、適切な土地利用誘導を図るとともに、都市機能が集約された市の拠点や近隣地域における核となる拠点等の整備を進めていきます。

〔豊かな歴史的文化資源・自然環境の保全・活用〕

河川に沿った平野の外側に豊かな森林が広がり、また、河川に沿った平野にはまとまった農地が 残されています。これらの自然的特性を活かした土地利用は、市域の概ね8割を占め、加えて市街 地に近接して位置しており、多くの歴史的文化資源も残されています。

市街地の無秩序な拡大の防止や市街地からの良好な景観を形成している豊かな自然環境と歴史的文化資源を今後とも保全・活用し、加えて、豊かな自然と一体となった集落環境の保全・改善を進めることにより「都市と歴史・自然が共生するまちづくり」を進めていきます。

2 土地利用の基本方針

土地利用の目標に基づき、目標となる土地利用を次のように区分、配置し、都市計画区域の再編、 用途地域等の地域地区の見直し及び地区計画等の活用等により良好な住環境の形成を図ります。

[市街地]

a 中心商業業務地

姶良地域及び加治木地域の商業業務交流拠点を都市の中心となる商業業務地に位置づけ、以下のような環境整備と機能育成により活性化を図ります。

専門店で構成される商業施設や大規模集客施設の誘致、共同建替え・協調建替えによる建物の更新や商業活動を支える道路の拡幅整備並びに高齢者や障がい者にとってもやさしい安心安全な買い物空間の整備、景観づくりを進めるとともに、空き店舗の活用や既存商業・サービス機能の再編・活性化、都市居住機能の強化を図ります。

b 近隣商業地

姶良地域の中心商業業務地の隣接地、JR重富駅周辺の幹線道路沿道及びその周辺、加治木地域の国道 10 号沿道の東塩入(網掛川橋西側)、JR錦江駅南東部、蒲生地域の商業業務交流拠点及び蒲生地域久末の既存店舗周辺を近隣商業地として位置づけ、地区の生活利便に供するサービス・商業施設等の立地誘導を行います。

c 幹線道路沿道市街地

国道沿道広域都市軸となる幹線道路沿道地区等を幹線道路沿道市街地として位置づけ、都市計画 道路等の基盤施設の整備を進めるとともに、自動車交通の利便性を活かした沿道土地利用を適正に 誘導します。

d 工業·流通業務地

既存の工業・物流団地、加治木地域の木田(弥勒・塩入)・須崎公共用地、蒲生地域の下久徳(早馬)等を工業・流通業務地として位置づけ、既存の環境の維持、都市基盤の整備と適正な土地利用誘導を進めます。

e 複合機能誘導地

新たな活力創造拠点となる加治木地域の港町等を複合機能誘導地として位置づけ、既存の立地機能に加えて、商業・業務機能やレクリエーション機能等、多様な機能立地の可能性を検討し、都市基盤の整備と適正な土地利用誘導を進めます。

f 住工共存市街地

始良地域の思川沿岸や加治木地域の反土、港町等の住宅と工場、倉庫の混在する地区等を住工共存市街地として位置づけ、住環境を悪化させる施設の立地制限や工場と住宅の間の緩衝のための緑化等により、居住と生産活動が両立する環境を育成します。

g 複合住宅地

始良地域のJR日豊本線以北、国道以南の住宅地、加治木地域の中心商業業務地に隣接する住宅地、蒲生地域の広域幹線道路沿いの市街地等を複合住宅地として位置づけ、建築物の適正な建替え誘導や都市基盤の整備により、土地の一定の高度利用と住環境を悪化させない商業・業務系土地利用を誘導します。

h 一団の中層住宅地

JR錦江駅周辺及び蔵王住宅周辺の既に中層の住宅団地として整備されている地区を一団の中層住宅地として位置づけ、周辺の環境と調和を図りつつ、良好な中層の集合住宅地環境を維持・整備します。

i まち並み調和住宅地

始良地域の平松城下旧武家屋敷や山田の凱旋門とその周辺の住宅地、蒲生地域の武家屋敷のまち並みを残す住宅地をまち並み調和住宅地として位置づけ、歴史的文化資源、美しいまち並みの維持と居住環境の調和を図ります。

j 低層専用住宅地

低層の戸建て住宅が立地している市街地は低層専用住宅地として位置づけ、戸建て専用住宅を中心とする居住環境の改善等を進めます。なお、空閑地が多い地区や面的な居住環境の改善の必要性が高い地区については、土地区画整理事業等の面的な基盤整備を実施し、道路、公園等の整った快適な住環境づくりを行います。

k 土地活用検討地

海岸沿いの養殖場等として利用されている空閑地を多く残す地区を土地活用検討地として位置づけ、周辺地区に悪影響をおよぼさない適正な土地利用のあり方を検討します。なお、その方向性が明確になるまでの間は、現在の利用を維持します。

[集落地、農地、森林]

I 田園居住地

市街地や集落地に隣接する交通利便性の高い加治木地域の上木田、西ノ原、高井田、姶良地域の 船津、春花を田園居住地として位置づけ、優良農地及びこれと調和したゆとりある居住地の環境を 保全・整備します。

m 集落地

市街地外の集落と良好な緑地や農地と一体となった地域を集落地として位置づけ、農業生産機能との調和を図りながら、地域集落の再生活性化が必要な地域には住宅政策等を推進し、生活環境の改善整備を進めます。

n 農地·農業施設

河川沿いの一団の水田や丘陵部の一団の畑は、農業生産空間として農業基盤の整備・農地の集約や耕作放棄地の解消を進めるとともに、観光農園や市民農園等の都市住民との交流の場として整備・活用を促進します。

o 森林

森林は環境形成資源であり、加えて土砂災害の抑制、水資源の涵養等多様な機能を有しており、山林や里山の荒廃を防止しその環境の保全・活用に努め、悠久の森の再生を図ります。また、林間保養施設やレクリエーション施設等を活用した憩いの場及び自然教育の場として、今後も活用します。加えて、山間部を利用した土砂捨場等の設置やごみの不法投棄等への対応を図ります。

[その他]

p 海岸保全·活用地

霧島錦江湾国立公園重富海岸、重富漁港・なぎさ公園、須崎海岸等を海岸保全・活用地として位置づけ、海を活かした自然と触れ合う環境の保全と利用環境の整備を図ります。

q ゴルフ場

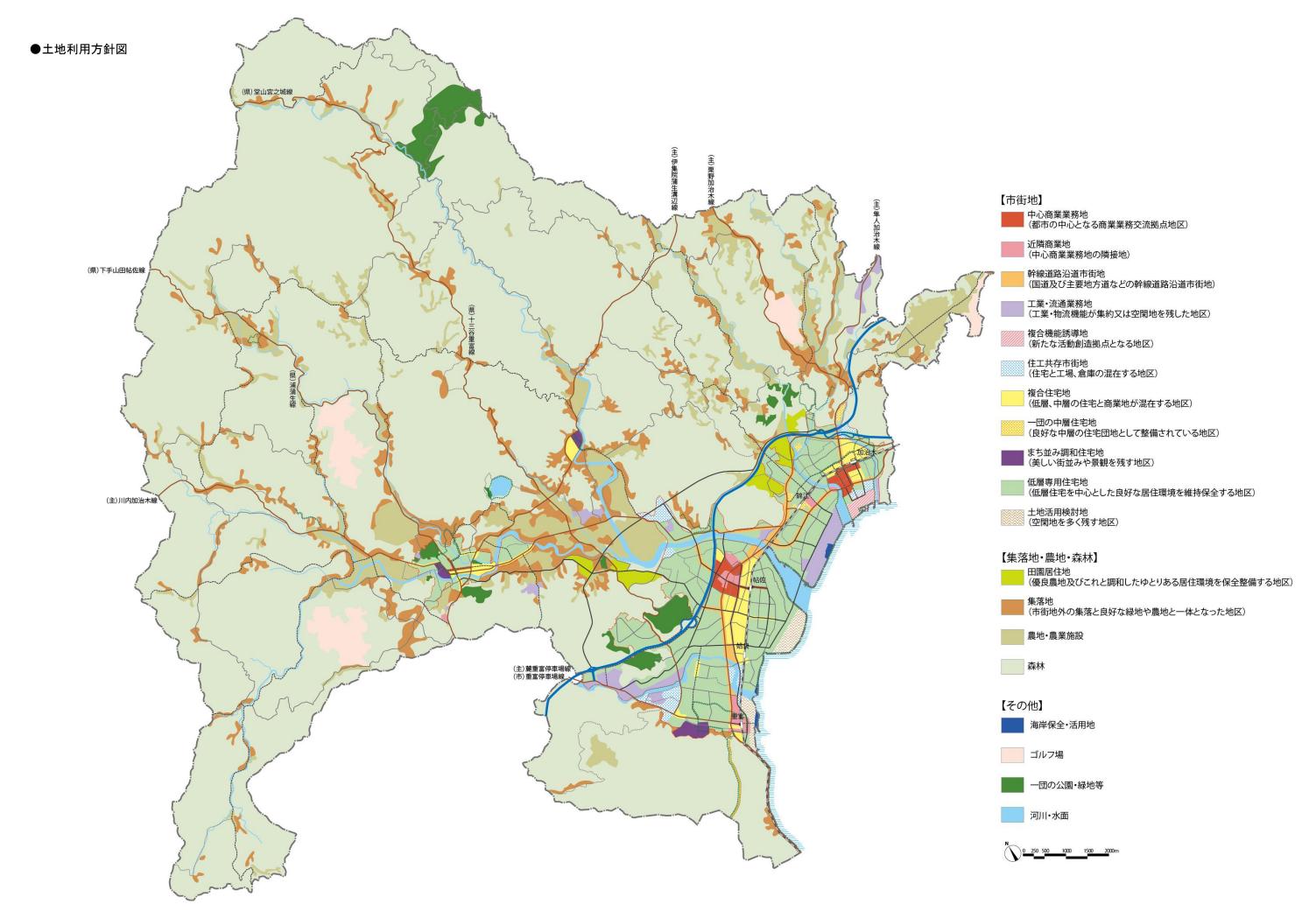
ゴルフ場は、周辺地域への環境に配慮し、広域的な交流拠点として活用していきます。

r 一団の公園・緑地等

既存の姶良市総合運動公園、高岡公園、さえずりの森、城山公園、住吉池公園、県民の森等の規模の大きな公園や緑地等の環境保全と機能強化を進めます。

s 河川·水面

思川水系思川、別府川水系別府川、網掛川水系網掛川、日木山川水系日木山川その他の河川及び 池等については、水質の浄化や環境の美化、水辺沿いに歩行空間や親水公園を整備することにより、 住民が水と親しむことのできる環境を育成します。



第2節 交通体系整備の方針

1 交通体系整備の目標

道路は都市の様々な交通を円滑に処理するとともに、ガス・水道等の都市機能を収容する空間として、また、火災の延焼の防止や風の通り道として、都市の安全性、快適性を確保する等、様々な役割を果たしています。

これまでは、車社会の進展に対応して、自動車交通を効率的に処理することに重点を置いた道路整備が進められてきました。その結果、経済活動や生活の利便性は高まりましたが、一方では騒音や大気汚染、交通事故の増大等のマイナス面も多くなりました。また、公共交通、特にバス交通の機能低下が進んできました。

高齢社会、成熟社会における交通需要に対応して、体系的な交通基盤の整備を進めることが必要です。

〔周辺都市との連携の強化〕

生活圏の広域化に伴って、周辺都市との連携を強化していくことが必要です。特に、本市は県内の交通の要衝であり、その利便性を活かして交流を育む交通ネットワークの構築を図ることが必要です。 九州縦貫自動車道桜島サービスエリアへのスマートインターチェンジの整備の促進、国道 10 号 及び国道 10 号加治木バイパスの早期完成の促進、主要地方道伊集院蒲生溝辺線等の広域的な幹線 道路の整備の促進等により、周辺都市との連携を強化していきます。

〔地域の生活交通の利便性の向上〕

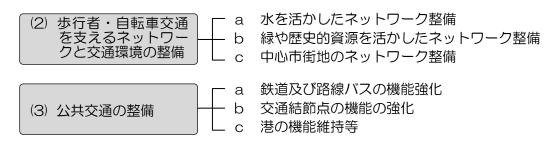
地域間交通の利便性の向上を図るために、広域幹線道路と広域幹線道路を結ぶ都市幹線道路、地方部と地方部を結ぶ地区生活幹線道路の整備を図ります。また、高齢社会においても、誰もが快適に街に出て活発な活動ができるよう、身近な生活道路の安全性、快適性を高めるとともに、公共交通の利便性を向上していきます。

[安全で豊かな歩行者空間づくり]

豊かな水や緑等の自然環境を、住民の交流に活かしていくため、これらを結ぶ歩行者系交通ネットワークを形成していきます。

●方針の体系

(1) 自動車交通に対応した道路ネットワークの整備



2 交诵体系整備の基本方針

(1) 自動車交通に対応した道路ネットワークの整備

自動車交通を支える道路の段階構成と配置を次のように計画し、その未整備区間の整備や必要な 交差点改良等を推進・促進するとともに、適切な維持・管理を行い、橋梁等の道路重要構造物につ いては、橋梁長寿命化修繕計画等に基づき計画的な修繕・管理を行います。また、必要に応じて都 市計画道路網の見直しを進めます。

a 自動車専用道路

九州縦貫自動車道桜島サービスエリアにおけるスマートインターチェンジの整備促進、加治木ジャンクションの整備促進により、九州縦貫自動車道の利便性、広域高速自動車交通網へのアクセスの向上を図ります。

b 広域幹線道路

本市と近隣市町を結ぶ道路を広域的な自動車交通をさばく広域幹線道路として位置づけ、整備を促進します。

広域的な交通に対応するため、国道 10 号及び国道 10 号加治木バイパスの全線 4 車線化や主要地方道伊集院蒲生溝辺線、隼人方向への連絡道路(加治木・隼人連絡構想線)等の整備を促進するとともに、別府川沿岸で広域交通軸を形成する主要地方道川内加治木線の未整備区間の整備を促進します。また、南北方向の広域的な交通に対応するため、主要地方道麓重富停車場線・市道重富停車場線、県道十三谷重富線、県道堂山宮之城線、県道浦蒲生線及び県道下手山田帖佐線等の整備を促進します。

c 都市幹線道路

c-1 主要な都市幹線道路

主に市街地の骨格を形成する以下のような路線を主要な都市幹線道路として位置づけ、その未整備区間の整備を進めます。

- ・加治木港を国道 10 号にU字型に結ぶ都市計画道路護国神社港線~同錦江通線~同東楽寺通線 及び同駅前大通線
- ・都市計画道路岩原西通線から国道 10 号加治木バイパスを結ぶ道路
- ・ 姶良地域の北部新市街地を支える道路(都市計画道路城瀬東線及びその延伸路線)、南部市街 地横断道路、旧国道 10 号、市街地を南北に横断する道路
- ・加治木地域と姶良地域を、鉄道南側で結ぶ加治木・姶良連絡構想線(都市計画道路海浜通線他)
- ・加治木ジャンクションと姶良インターチェンジを、九州縦貫自動車道北側で結ぶ道路(中部地域横断道路他)
- ・姶良地域と蒲生地域の市街地を、別府川水系別府川・前郷川南側で結ぶ道路

c-2 都市幹線道路

市街地内にあって主要な都市幹線道路と連携して、自動車交通の円滑な処理を行う路線及び主要な集落等を結ぶ県道小山田川田蒲生線、市道中野線等の路線を都市幹線道路として位置づけ、その未整備区間の整備を進めます。

d 地区生活幹線道路

a~c以外の主要な都市計画道路、市街地の環境改善等と連動して最低限必要となる主要な道路 等を、都市幹線道路と連絡して地区の生活交通をさばく地区生活幹線道路として位置づけ、その整 備を進めます。また、農村集落部を連絡する主要な道路の整備を進めます。

e 生活道路

地区生活幹線道路を補う道路や大型の消防自動車等の緊急車両の活動に必要な道路等を、生活道路として整備を進めます。

(2) 歩行者・自転車交通を支えるネットワークと交通環境の整備

幹線道路の整備により確保される歩行者・自転車空間や既存の歩道等により、公園・緑地や拠点 等を結ぶ歩行者・自転車のネットワークを歩道緑化の維持管理や休憩場所の整備を含め形成します。 特に以下のネットワーク整備を重点的に進めます。

a 水辺を活かしたネットワーク整備

河川、海岸線に沿って歩行者空間を確保していくこととし、河川・海等の水辺環境の保全、歩行路・広場等の整備を進めます。

b 緑や歴史的資源を活かしたネットワーク整備

山の辺の環境軸を構成する、姶良市総合運動公園、サボーランドパーク姶良、高岡公園、さえずりの森、城山公園等を結ぶ道路の機能強化等を進めます。また、大口筋龍門司坂・白銀坂等の整備や環境の維持に努めるとともに、これらの緑や歴史的資源と触れあいながら散策できる歩行ルートの整備を進めます。

c 中心市街地のネットワーク整備

都市中心拠点において、建物のセットバックや交通規制等の手法も活用して、歩行者空間の豊富 化に努めます。



(3)公共交通の整備

a 鉄道及び路線バスの機能強化

a-1 鉄道交通

・ 通勤・通学等に対応するため、鉄道の運行ダイヤの改善等を促進するとともに、駅構内の跨線 橋へのエレベーターの設置等、誰もが使いやすい快適な駅舎及び駅周辺環境の整備を進めます。

a-2 バス交通

- ・ 高齢者や子ども等、誰もが安全・快適に鉄道駅や公共施設等に行けるよう、姶良地域、加治木地域、蒲生地域を結ぶ循環バスの運行の継続・強化を図ります。なお、ニーズにあった路線とするよう、協議会を組織し、定期的に検討します。
- ・バス交通の快適化、バリアフリー化を実現するため、バスシェルターの整備や低床バスの導入等を促進します。
- ・広域交流を促進するため、大隅半島等を結ぶバス交通のバスターミナルの設置を検討します。

b 交通結節点の機能の強化

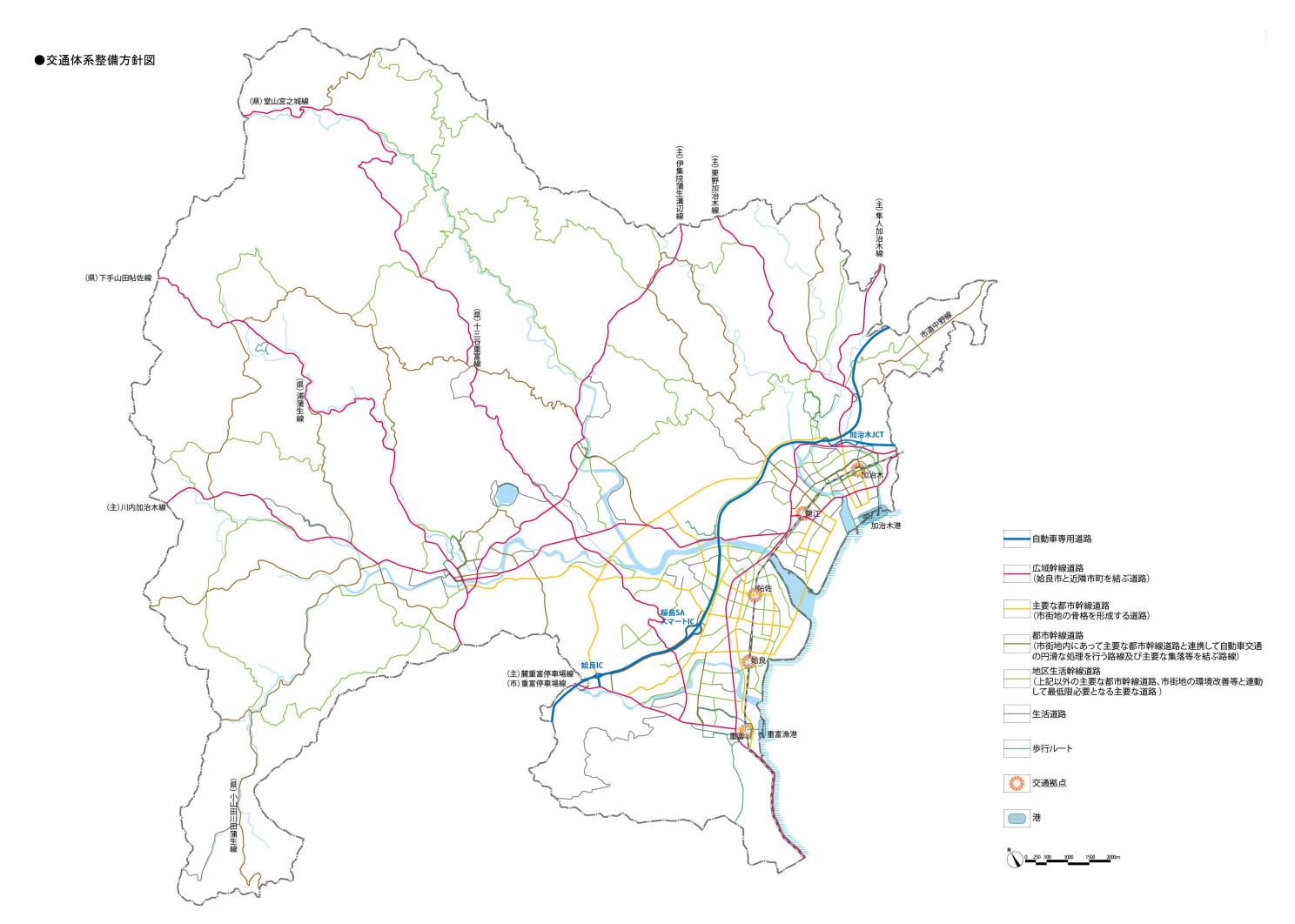
- ・整備済の駅前広場の機能強化とJR帖佐駅等の未整備の駅前広場の整備を図るとともに、JR 加治木駅北口等において駅前広場の設置について検討し、その整備に努めます。なお、機能の 強化や整備にあたっては、本市の歴史が感じられる工夫に努めます。
- 鉄道を横断する歩行者の安全な連絡確保に努めます。
- ・駅前広場周辺や商業拠点、生活拠点等において、駐車場や自転車駐車場の整備を推進します。

c 港の機能維持等

- ・加治木港については、臨港地区の漁港区はもとより、臨港地区内の商港区を物流及び産業の拠点として、その機能維持と環境整備を促進するとともに、ビジター用のクルーザーの寄港地としての可能性等、多様な活用について検討・促進します。
- ・ 重富漁港については、沿岸漁業の拠点港として、その機能維持と環境整備を促進するとともに、 海洋性レジャー港としての可能性等、多様な活用について検討・促進します。







第3節 公園・緑地の整備及び緑の保全の方針

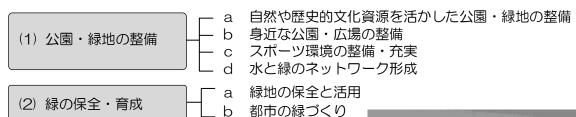
1 公園・緑地の整備及び緑の保全の目標

本市は、豊かな自然環境を活用した公園を整備するとともに、住宅地等の整備と連動して身近な公園を整備し、住民のニーズに応えてきました。

しかし、市街地では公園が不足しており、近年の住民生活の変化による公園緑地機能へのニーズの多様化と高まりに対応しきれていない状況があります。また、豊かな自然や歴史的文化資源を十分に活かしきれていない面があります。

緑の基本計画と連携して、今後とも自然や歴史的文化資源を活かした公園の整備、市街地及びその周辺における都市的な公園緑地・広場の配置・整備を行うとともに、それらと地域の自然環境、歴史的環境とを結びつける歩行ルートの整備を進め、公園や緑とのネットワークの形成を図っていきます。

●方針の体系





2 公園・緑地の整備及び緑の保全の基本方針

(1)公園・緑地の整備

利用者が姶良市らしさを感じることのできる公園・緑地の整備を進めるとともに、地区住民に憩いと交流の場を提供する身近な公園やスポーツ施設等を適正に配置・整備します。また、現在設置されている公園・緑地については、公園施設長寿命化計画に基づき計画的な維持修繕を図るとともに、バリアフリー化や防災機能の確保に努め、新たに設置する公園・緑地については、市民のニーズを捉えた特色のある公園・緑地の整備を推進します。

a 自然や歴史的文化資源を活かした公園・緑地の整備

- ・眺望を楽しむ、森林に親しむ等、森林の自然環境を活かした高岡公園、さえずりの森、住吉池 公園、県民の森、JTの森等の魅力ある公園・緑地の保全・整備及び駐車場設置による利用し やすい環境整備を進めます。
- ・ 霧島錦江湾国立公園重富海岸、須崎用地の潮だまりは、残された貴重な生態系を守りながら、 重富海岸にビジターセンターを設置する等、海辺の環境整備を促進します。
- ・建昌城跡、宮田ケ岡瓦窯跡等の歴史的環境を活かした公園の整備を進めます。
- その他の自然や歴史的文化資源についても、その環境を活かした公園の整備を検討・推進します。

b 身近な公園·広場の整備

- ・ 市営住宅の建替えや土地区画整理事業、民間の開発行為等と連携して街区公園等を整備し、公園利用不便地区の解消を図ります。
- ・ 商店街では、その環境改善にあわせて主要な交差点の周辺等に、買物に来た人の憩いの場となる広場を確保します。
- ・道路整備等の基盤整備による残地を、ポケットパーク等として有効に活用します。
- ・既にある公園は長寿命化を推進するとともに、遊具や駐車場、トイレ等の改修を含め利用しや すくなるよう、地域住民の参画による計画的な再整備と維持管理を進めます。

c スポーツ環境の整備・充実

- ・体育館、広場、総合運動公園等の既存スポーツ施設の改修・整備を推進します。
- ・ 市民のニーズに対応したスポーツ施設の整備の推進や各種大会、スポーツ合宿等の誘致を行う ための施設の充実と整備を進めます。

d 水と緑のネットワーク形成

・中心的な公園・緑地、拠点地区を連絡する歩行空間や河川、海辺等に沿った遊歩道を整備し、 水と緑の歩行系ネットワークの形成を図ります。

(2)緑の保全・育成

本市独自の歴史・文化を支えている海・山・川等でつくられる水と緑の豊かな都市構造を保全していくとともに、憩いの場となるオープンスペースとして活用します。また、都市の緑化を進めます。

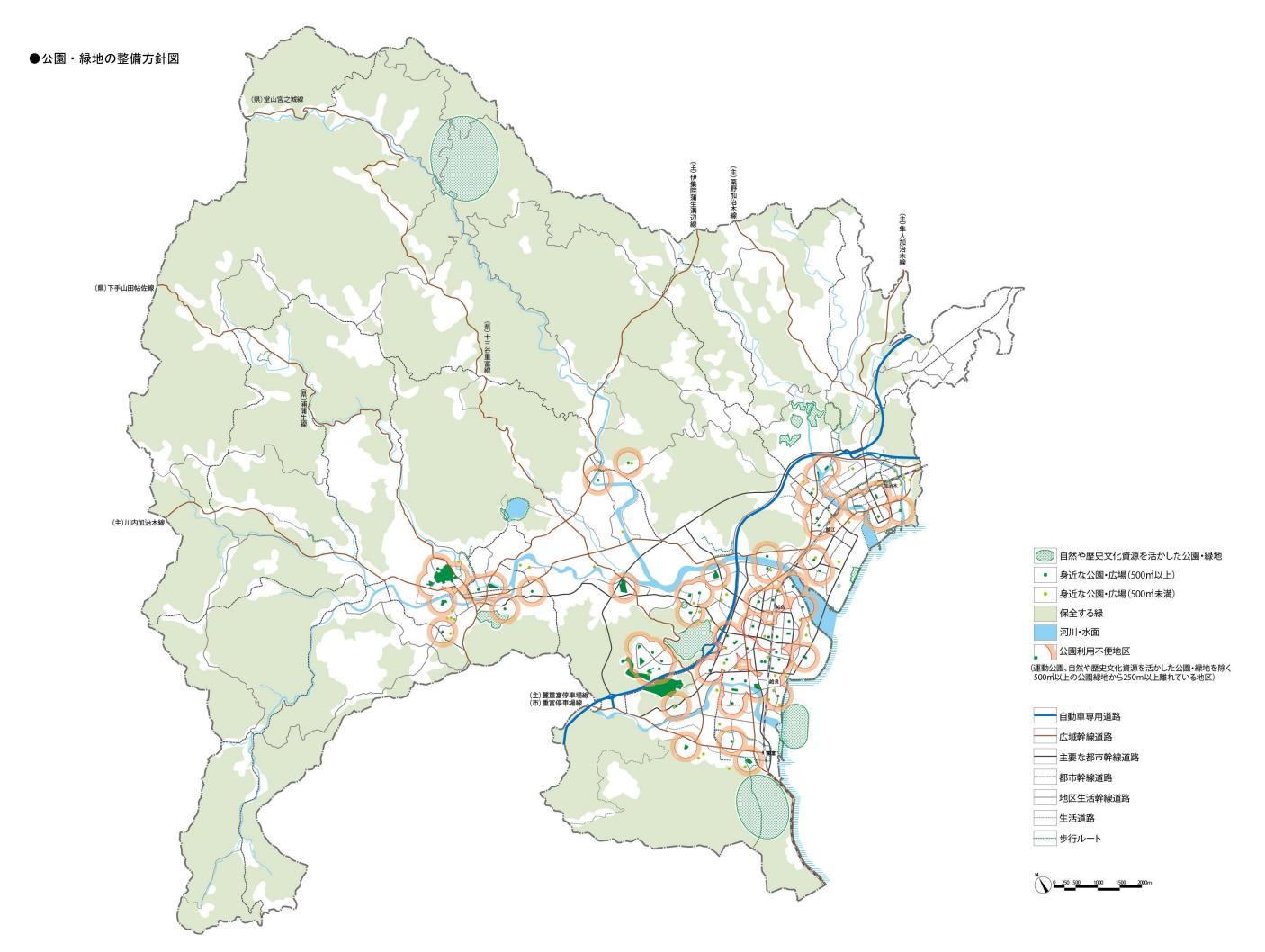
a 緑地の保全と活用

・ 姶良市らしさをかもしだす山並みと河川でつくられる水と緑の豊かな環境を保全し、憩いの場、 自然教育の場等としての活用に取り組みます。

b 都市の緑づくり

- ・地域単位の緑化、施設敷地内の緑化等を促進し、花と緑の多い潤いある都市を育成します。
- ・ 学校やコミュニティ施設等の公共施設の緑化や街路樹の適正な整備により市街地の緑を豊か にし、住民のつくる緑とあわせて、緑豊かな都市環境を形成します。





第4節 河川等の整備及び生活排水処理の方針

1 河川等の整備及び生活排水処理の目標

水害を防止するため河川・水路等を整備していくとともに、河川や海岸等の自然環境の保全を図り、水辺を自然体験や住民の憩いの場として活用していきます。

また、現在、合併処理浄化槽、コミュニティプラント等で処理されている生活排水処理について、 今後の対応方針を明確にし、適切な生活排水処理を進めていきます。

●方針の体系

(1) 河川等の整備 a 河川・水路等の整備による浸水対策 b 水辺環境の保全と活用

(2) 生活排水処理施設の整備

2 河川等の整備及び生活排水処理の基本方針

(1) 河川等の整備

市街地を流れる河川や水路の排水機能を高め、氾濫の防止を図ります。また、良好な自然環境を残している河川は、その環境の保全と活用に取り組みます。

a 河川・水路等の整備による浸水対策

- ・総合的な雨水排水対策の計画を策定し、それに基づいて対策を進めます。
- ・ 河川の氾濫の防止、護岸の浸食防止のため、流れを阻害する寄洲や流木等の河川閉塞物の除去、 河床及び護岸の管理に努めます。
- ・市街地部については、都市下水路や排水施設の整備と公共施設地下への貯留施設の整備を進めます。また、都市下水路や用水路等の連携強化を進めていきます。加えて、開発行為への調節 池機能の付加について、指導に努めます。
- ・ 海岸部の水害を防止するため、護岸の維持管理を促進するとともに、排水流域の検討や排水機能を高めるポンプ場等の整備を検討します。

b 水辺環境の保全と活用

- ・ 自然が残されている河川の改修に際しては、できるだけ生物の生息空間 (ビオトープ) に配慮して自然環境を保全するとともに、水辺を自然体験や環境学習の場として活用します。
- ・ 市街地を流れる河川について、景観整備を含め親水性に配慮した護岸や遊歩道の整備等、環境 整備を促進します。

(2) 生活排水処理施設の整備

市全体についての生活排水処理の方針を明確化し、合併処理浄化槽、コミュニティプラント、農業集落排水、公共下水道等の計画的な設置、整備等を進め、適切な生活排水処理を図ります。

- 市が管理している地区は、その管路網を活用して公共下水道と同等な整備、維持・管理を図ります。
- ・農業集落排水区域については、施設の適切な維持・管理と農業集落排水施設への接続を促進します。
- ・ その他の地区については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えと合併処理浄化槽 の設置を促進します。

第5節 その他の都市施設整備の方針

1 その他の都市施設整備の目標

8万人の市民の生活と様々な産業活動を安定的に支えるため、水道施設やごみ処理施設等の適切な整備・更新を進めていきます。

また、庁舎や学校等の市民の生活を支えるために重要な施設についても、適切な管理に努め、老 朽化した施設については周辺に及ぼす影響等を総合的に判断し整備を進めていきます。

●方針の体系

- (1) 上水道施設の整備
- (2) ごみ処理施設の整備
- (3) 火葬場の整備
- (4) 市場の活用
- (5) その他の施設の整備

2 その他の都市施設整備の基本方針

(1) 上水道施設等の整備

- ・ 市民の生活や産業活動を安定的に支えるため、姶良市水道事業地域水道ビジョンと連携し、良質な水質の水源開発や老朽化した水道管の敷設替え、新設工事による管路網の整備や適切な維持管理を推進します。
- ・災害時にもできるだけ水を安定的に供給するため、管路網や配水池施設の耐震化等を推進します。

(2) ごみ処理施設の整備

- ・吉田清掃センターは、跡地利用の検討をしながら、環境に負荷をかけないよう解体・撤去計画 を進めていきます。
- ・ 西別府一般廃棄物最終処分場は、関係機関と協議しながら、搬入停止後速やかに閉鎖に着手できるよう準備を進め、閉鎖後はその環境管理を行います。また、新最終処分場の整備についても、候補地選定等の事前準備等を行いながら、計画的に進めます。

(3) 火葬場の整備

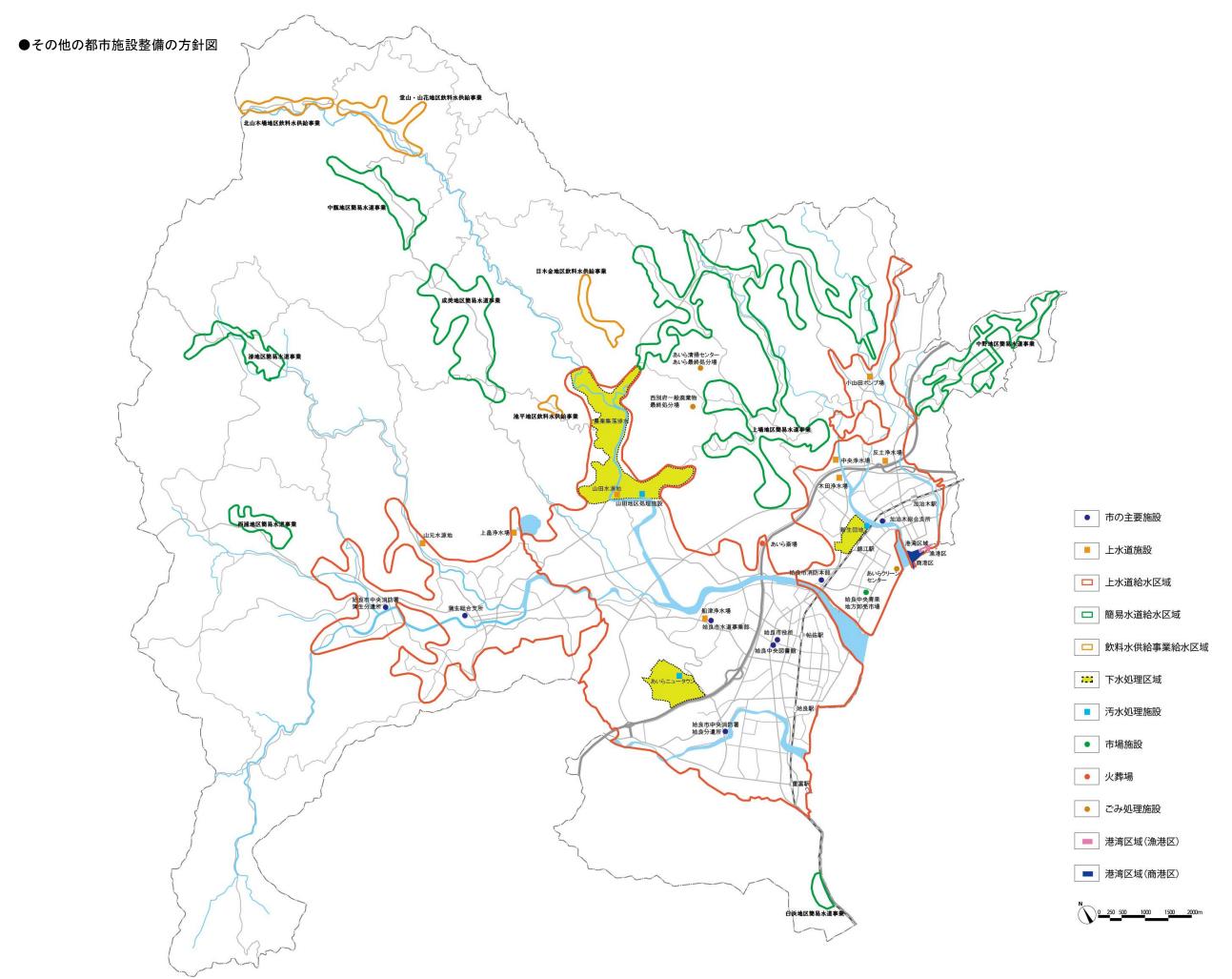
・ あいら斎場は、葬送の場にふさわしい環境と機能を持つ施設として、適切な建替えの検討を行います。なお、整備にあたっては、自然との調和、自然通風、自然光等を活用した省エネルギー化を検討し、ばい煙の除去が十分行えるなど環境の負荷の低減を図ります。

(4) 市場の活用

・ 姶良中央青果地方卸売市場は、市民の食生活に欠かすことのできない施設であることから、近隣の環境に配慮し維持・管理を促し、適切な活用を図ります。

(5) その他の施設の整備

・ 庁舎、学校、公民館等の施設は、災害時における防災拠点施設、避難場所としての役割を果た すことから、耐震化を図る等、適切な管理に努め、老朽化した施設は、緊急性の高い施設改修 を優先的に年次的な計画により、施設整備と環境整備の充実を図ります。



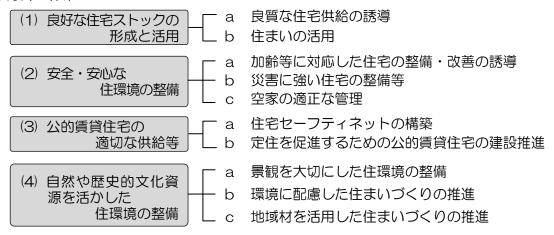
第6節 良好な住まいのある都市づくりの方針

1 良好な住まいのある都市づくりの目標

本市は、県央に位置し、鹿児島市や霧島市等に隣接する立地であるとともに、海と山に囲まれた自然豊かな環境の中で、良好な居住都市として発展してきました。

住まいは市民の暮らしの基盤であり、生活を営む上で極めて重要な生活空間でもあります。そこで、姶良市住生活基本計画と連携し、良好な住宅供給を図るとともに、安全・安心で姶良市らしい 住環境の整備を進めていきます。

●方針の体系



2 良好な住まいのある都市づくりの基本方針

(1) 良好な住宅ストックの形成と活用

a 良質な住宅供給の誘導

・住宅の品質確保と住宅取得者を保護するための制度の普及、シックハウス問題に対する情報提供や一定の宅地規模を確保する指導等により、質の高い住宅供給を誘導します。

b 住まいの活用

- ・ 市内の空き家を利用して、定住促進やUJIターンのための一時滞在施設、二地域居住等として活用するため、空き家活用のための仕組みづくりや必要な支援を行います。
- ・既存市街地においては、社会基盤の機能維持や更新を行いながら、民間事業者による建物の更 新や住宅団地等への定住を促進し、地域内の遊休地や空き地の有効活用、世代間による住み替 えを促進します。

(2) 安全・安心な住環境の整備

a 加齢等に対応した住宅の整備・改善の誘導

・ 高齢者等の身体機能低下に対応した居住環境を確保するため、情報の提供や介護保険制度を含めた手法により、住宅改修を促進します。

b 災害に強い住宅の整備等

・ 耐震診断や耐震改修への助成を行うとともに、耐震化に対する適切な情報提供に努め、住宅の 耐震化を促進します。

- ・ がけ地の崩壊、土石流等により、住民の生命に危険をおよぼす恐れのある区域において、危険 住宅の安全な場所への移転を促進します。
- ・ 震災時に、家具の転倒による被害を防ぐため、家具の転倒防止対策の普及・啓発や情報提供を 図ります。
- ・ 地域における高齢者や障がい者等が安心して快適に暮らせるよう、住宅とともに、各種建築物 等のバリアフリー化の推進を図ります。
- ・地域防災計画や各種ハザードマップ等により、市民への情報提供や災害対策を進めます。

c 空き家の適正な管理

・防犯面や環境面で悪影響をおよぼす空き家の除却等を促進します。

(3) 公的賃貸住宅の適切な供給等

a 住宅セーフティネットの構築

- ・ 市場において自力では適正な水準の住宅を確保することのできない住宅確保要配慮者に対して、公的賃貸住宅を供給します。
- ・公的賃貸住宅が長期にわたり有効に活用されるよう、公営住宅等長寿命化計画に基づく耐久性や居住性を高めるための計画的な修繕・改善を進めます。
- ・公的賃貸住宅の建替えや新規の整備にあたっては、すべての人が快適に利用できるユニバーサルデザインによる供給を、また既存の公的賃貸住宅については、共用部分のバリアフリー化を 進めます。

b 定住を促進するための公的賃貸住宅の建設推進

・中山間地域等における各小学校の維持存続や地域活性化を図るため、主に若年層を対象とした 定住を促進するための公的賃貸住宅の建設を推進します。

(4) 自然や歴史的文化資源を活かした住環境の整備

a 景観を大切にした住環境の整備

・歴史的環境と調和した住宅地の景観形成、農地や森林等と調和した集落景観の保全等、ふるさ とに誇りと愛着を持てる景観形成を図ります。

b 環境に配慮した住まいづくりの推進

- ・地球温暖化対策の一環として、新エネルギーの導入に対する支援を図るとともに、「鹿児島県 省エネルギー体験住宅」の情報提供等、環境に配慮した住宅の普及・啓発を図ります。
- 環境に配慮した住宅設備やその補助制度等の情報提供に努めます。
- ・ 建物の気温上昇の抑制等、環境にやさしい住まいづくりの観点からも、緑のカーテン等住まいでのみどりの創出を促進します。

c 地域材を活用した住まいづくりの推進

- 事業者と連携しながら、地域の木材や間伐材の利用率向上を図ります。
- ・ 公共建築物の建設に際しては、姶良市公共建築物等木材利用促進方針に基づき、木材の利用を 推進します。

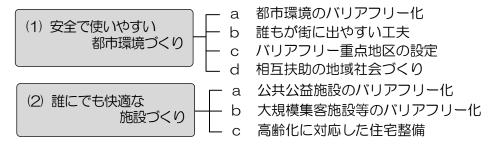
第7節 人にやさしい都市づくりの方針

1 人にやさしい都市づくりの目標

高齢社会に対応し、住民がお互いに助け合える地域社会を育成していくため、地域のコミュニケーションが育まれやすい生活基盤づくりに取り組んでいきます。

また、使いやすく分かりやすい都市づくりに向けて、歩行環境のバリアフリー化をはじめユニバー サルデザインに配慮した都市基盤の整備を進めていきます。

●方針の体系



2 人にやさしい都市づくりの基本方針

(1) 安全で使いやすい都市環境づくり

歩行環境をはじめとする都市基盤のバリアフリー化とその連続性の確保に取り組み、さらに発展させて誰もが使いやすいユニバーサルデザインの都市づくりを進めます。

a 都市環境のバリアフリー化

- ・ 歩道の拡幅や段差の解消、誘導ブロック等の適切な整備に取り組むとともに、音声案内・点字 案内板等の設置を図り、バリアフリー環境の連続性を確保します。
- ・ 歩行上の障害物となっている電柱、違反屋外広告物の除去や、歩道沿いの街渠の蓋掛けを進め、 安全な歩行環境をつくります。
- ・住宅地における歩行者通行の安全性を高めるため、歩行者優先の歩車共存の道路整備を進めます。
- ・ 快適に歩ける歩行ネットワークをつくるため、ベンチやポケットパークを整備し、休憩場所や 集える場所を確保します。
- ・様々な人々が憩える使いやすい公園にしていくため、車いすに対応したトイレ、入口の段差解 消等、バリアフリーに配慮した公園づくりを進めます。

b 誰もが街に出やすい工夫

- ・ 交通結節点である鉄道駅及び駅前広場のバリアフリー化並びにバス交通との連携強化を進めます。
- ・ バス交通を利用しやすくするため、バス停留所の環境整備や低床バスの導入促進等に取り組みます。
- ・乗合バスの利便性の維持を図るとともに、変化する交通需要にきめ細かく対応できる柔軟性の ある運行システムの構築を検討します。また、福祉有償運送によるドア・ツー・ドアの個別輸 送サービス等の地域住民が支える交通手段等、新たな移送システムの構築を検討します。
- ・目的地や今いる場所が分かりやすい都市にするため、誰もが見やすい位置に分かりやすい案内 板やサインの設置を進めます。また、福祉マップ等を含めたバリアフリー情報マップづくりに 取り組みます。

c バリアフリー重点地区の設定

・中心市街地及び駅周辺や学校周辺地区等を人にやさしい都市づくりの重点地区とし、バリアフリー等人にやさしい都市環境が連続する一体的な整備に取り組みます。

d 相互扶助の地域社会づくり

・様々な人々が交流し助け合うことのできる地域社会を育成するために、小学校区単位程度の身 近な生活圏において、多世代の交流が育まれる拠点を地域住民の利用しやすい場所への確保を 促進していきます。

(2)誰にでも快適な施設づくり

福祉施設等の高齢者や障がい者が利用する施設をはじめ、多くの住民が利用する官公庁施設、病院等の公共公益施設や大規模集客施設等については、その施設の配置から施設の作り方まで、快適性ややさしさに最大限の配慮をした施設整備を誘導します。

a 公共公益施設のバリアフリー化

- ・ 市役所や福祉施設等の公共公益施設は、分かりやすい案内表示及び段差の解消やエレベーター、 スロープの設置を進めます。
- ・ 多くの人が利用する公共施設や民間施設の駐車場は、車いす利用者が利用しやすいよう広めの 駐車スペースの確保に取り組みます。

b 大規模集客施設等のバリアフリー化

・大規模集客施設等、人の多く集まる施設のバリアフリー化を誘導します。

c 高齢化に対応した住宅整備

・公的賃貸住宅の建替えに際して、高齢者に対応した整備を推進するとともに、民間住宅に対する高齢化に対応した住宅改善への支援を検討します。



第8節 安全な都市づくりの方針

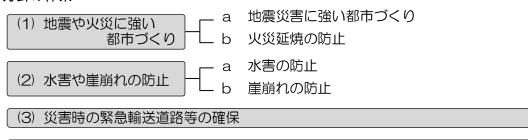
1 安全な都市づくりの目標

災害等から都市と住民生活を守り、住民が安全に安心して暮らすことのできる都市とするため、 自然災害等による被害を最小限に抑え、避難・救援活動等が円滑に行えるように市街地の整備を進 めていきます。

また、交通事故や犯罪に対する安全性を高めていきます。

(4) 交通事故や犯罪に対する安全性の確保

●方針の体系



2 安全な都市づくりの基本方針

(1) 地震や火災に強い都市づくり

大規模な地震発生後の被害を最小限に抑えるため、避難や救援活動の容易性の確保と家屋倒壊や火災延焼の防止に取り組みます。また、市街地火災の延焼を防止し、消防活動の容易性を確保します。加えて、防災上の拠点となる市役所庁舎及び消防庁舎等の公共施設の整備・充実化を図り、複雑・多様化していく災害に対応した強い都市づくりを行います。

a 地震災害に強い都市づくり

- ・ 大規模な地震の際に建築物の倒壊を防ぐため、避難所等になる公共施設の建替え、改修を検討 するとともに、現行の耐震基準に適合していない建築物の耐震化を促進します。
- ・住宅地内の安全性や避難の容易性を確保するため、ブロック塀やフェンスの更新を誘導します。
- ・地区レベルの防災拠点となる公園・広場の整備を推進するとともに、既存の公園も含めて、貯水槽や防火水槽を備えた防災公園としての機能を必要に応じて整備します。
- ・ 地域防災計画及び各種ハザードマップの作成・見直しにより、緊急避難経路の周知と安全を確保するための避難経路の整備を推進します。

b 火災延焼の防止

- ・中心市街地等の建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域については、 建築物の耐火・難燃化誘導等により耐火性を高めるため、防火地域、準防火地域の指定を検討 します。
- ・ 道路整備水準の低い市街地や集落地において、消防活動の容易性の向上と一定の延焼遮断帯の 確保のため、道路の新設や幅員の狭い道路の拡幅を進めます。
- ・ 消防施設等の整備を図るとともに、市街地における消火栓や防火水槽等の消防水利の整備を推進します。

(2) 水害や崖崩れの防止

宅地化の進展により雨水流出量が増えていることや、シラスの急峻な丘陵斜面との接触面が大きい都市環境であることから、水害や崖崩れの危険性、土砂災害警戒区域等を周知するとともに、これらを未然に防止するため、姶良市地域防災計画や各種ハザードマップ等と連携し対策を進めます。

a 水害の防止

- ・総合的な雨水排水対策の計画を策定し、それに基づいて対策を進めます。
- ・ 河川の氾濫の防止、護岸の浸食防止のため、流れを阻害する寄洲や流木等の河川閉塞物の除去、 河床及び護岸の管理に努めます。
- ・ 市街地部については、都市下水路や排水施設の整備と公共施設地下への貯留施設の整備を進めます。また、都市下水路や用水路等の連携強化を進めていきます。加えて、開発行為への調節 池機能の付加について、指導に努めます。
- ・海岸周辺部の水害を防止するため、護岸の維持管理を促進するとともに、排水流域の検討や排 水機能の強化に努めます。

b 崖崩れの防止

- ・ 崖崩れの危険性の高い場所は、崖崩れを未然に防ぐため、斜面周辺の緑地を保全するとともに 森林自然環境と調和する斜面整備を促進します。
- ・ 崖崩れの未然防止とともに、危険性の高い崖下の建築行為の規制や危険住宅の移転等を促進します。

(3) 災害時の緊急輸送道路等の確保

- ・避難経路や救援経路の崩落物による寸断を防ぐため、幹線道路や主要生活道路の広幅員化を図るとともに、沿道の屋外広告物や構造物の安全性の強化、電線の地中化を促進します。また、消防・防災ヘリやドクターヘリの積極的な活用と各関係機関との緊密な連携を図り、周辺都市との緊急体制のさらなる充実並びに広域幹線道路や緊急航路の検討に努めます。
- ・ ライフライン施設の機能を確保するため、系統の多重化、拠点の分散及び代替機能の整備等を 促進します。
- ・適切な避難所の配置を行うとともに、施設の改修と物資の備蓄を進めます。

(4) 交通事故や犯罪に対する安全性の確保

- ・歩行者、自転車の安全性の確保、快適な買い物空間の確保を図るため、通学路や商店街等を中心として、交通安全施設の整備及びスクールゾーンの指定や交通規制等により安全な交通環境の整備を進めます。
- ・ 犯罪の発生を防止するため、公園等の整備にあたっては、公園の外からの死角をつくらない工 夫を行います。また、通学路や飲食店街等の適正な照度を確保するため、防犯灯の整備を促進 します。
- ・空き家、空き地等の現状を調査し、今後の管理のあり方を検討し適切な対応を進めます。

第9節 潤いのある都市づくりの方針

1 潤いのある都市づくりの目標

潤いある都市づくりのため、景観計画や景観条例と連携し、美しいまち並みづくりと、恵まれた 自然景観の保全・活用に取り組んでいきます。特に「都市の顔」となる中心市街地や交流拠点等で は、景観づくりにより都市の魅力や賑わいを創出していきます。

●方針の体系

- (1) 豊かな自然を活かす ___ a 自然景観の保全 景観形成 b 眺望点の整備
- (2) 豊かな歴史的文化資源を活かす景観形成
- (3) 良好な住宅地・集落地の景観形成
- (4) 魅力ある都市景観の形成



2 潤いのある都市づくりの基本方針

(1)豊かな自然を活かす景観形成

思川水系思川・別府川水系別府川・網掛川水系網掛川・日木山川水系日木山川等の河川の流域に 沖積平野が形成され、その外側を山地、海が取り囲むという自然景観は、本市の景観特性であり、 多くの住民が愛着と誇りを持っています。これを保全するとともに、交流を育む場として積極的に 眺望点等を活かしていきます。

a 自然景観の保全

- ・山並みの稜線と斜面の緑地を保全し、山並みを背景としているまち並み景観を守ります。
- ・ 霧島錦江湾国立公園重富海岸や黒川岬の海岸の自然海岸や蒲生の大クス、龍門滝等とその周辺の景観を保全します。
- ・河川沿岸の緑化に取り組み、水と緑のある美しい河川の景観を守ります。
- ・棚田の景観保全や休耕田での景観作物の栽培等、農地を活かした景観づくりを進めます。

b 眺望点の整備

- ・市街地や錦江湾、桜島が眺められる丘陵上部の高岡公園やさえずりの森等の公園は、今後とも 展望施設の維持管理を充実するとともに、その他丘陵部についても眺望景観に配慮した環境づ くりに取り組みます。
- ・ 市街地からの桜島の眺望を保全し活用するために、視点場としての機能に配慮した橋梁や建築 物整備の誘導を検討するとともに、屋外広告物の規制等に取り組みます。

(2) 豊かな歴史的文化資源を活かす景観形成

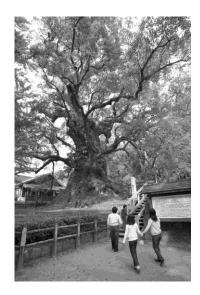
- ・まち並み保存条例等により、歴史的・文化的雰囲気に溢れた武家屋敷等の景観を保全します。
- ・ 神社や寺の境内、史跡等の地域の歴史的文化資源やまち並みを、ふるさと意識や郷土への愛着 心を育むものとして保全します。

(3) 良好な住宅地・集落地の景観形成

- ・ 地区計画や建築協定等の制度を活用し、住宅の色彩や形態等の調和を図るとともに、生垣等による緑の創出で潤いのあるまち並みを形成します。
- ・ 田園や丘陵斜面を背景とした集落地では、建築物の形態や色彩を田園景観と調和させるととも に、田園景観を阻害する屋外広告物等の規制に取り組みます。

(4) 魅力ある都市景観の形成

- ・景観づくりに対する市民の意識を高めるとともに、景観形成のルールづくりに取り組みます。
- ・都市中心拠点では、魅力ある商業地の景観やこれと調和した景観を形成します。
- ・幹線道路沿道については、統一感のある街路樹の植栽や違反屋外広告物の除去等を進めます。
- ・ 市役所や官公庁施設等の公共施設のデザインの魅力化や地域性豊かなサインの設置等を検 討・推進します。
- ・駅周辺については、デザイン性の高い修景整備を誘導します。





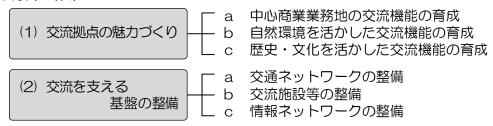
第 10 節 交流を育む都市づくりの方針

1 交流を育む都市づくりの目標

交流を育み、都市の賑わいや活力を維持・増進させるために、姶良市観光基本計画と連携し、中心市街地や大規模な公園・広場等について、文化や情報を発信する拠点として基盤整備と機能育成を進めていきます。

また、これらの交流拠点を結びネットワーク化させることにより、各交流拠点の魅力を相互に増幅させていきます。

●方針の体系



2 交流を育む都市づくりの基本方針

(1)交流拠点の魅力づくり

購買活動や観光を中心とした交流を促進するため、中心商業業務地における交流機能や、本市を特徴づけている自然環境や歴史・文化を活用した交流機能の育成に取り組みます。

a 中心商業業務地の交流機能の育成

- ・ 中心商業業務地の商業環境の整備(歩道・イルミネーション・駐車場の整備、景観の形成等)、 機能の強化を図ります。
- ・ 商店街における各種イベントの開催等の支援を強化します。

b 自然環境を活かした交流機能の育成

- ・ 霧島錦江湾国立公園重富海岸、重富漁港、なぎさ公園、須崎海岸は、海を活用した交流拠点として、環境の保全と活用を図ります。
- ・ 県民の森、さえずりの森、住吉池公園、蒲生八幡公園、JTの森、龍門滝、布引の滝、高岡公園等は、森林自然環境を活かした観光交流拠点として機能を強化します。また、竹林オーナー制度等を通じて、里山づくりを進めます。
- ・ 農地を活用して、農業体験等のできる都市と農村の交流拠点や市民農園等の市民交流のできる 拠点を育成します。

c 歴史・文化を活かした交流機能の育成

- ・ 史跡や文化財を活かした観光ルートの開発・整備等により、歴史的文化資源を活かした交流を促進します。
- ・加音ホール、龍門陶芸健康の里、スターランドAIRA等の文化施設の機能強化や活用を推進します。

(2) 交流を支える基盤の整備

a 交通ネットワークの整備

- ・九州縦貫自動車道桜島サービスエリアへのスマートインターチェンジの整備の促進や国道 10 号バイパス、主要地方道伊集院蒲生溝辺線等の広域的な幹線道路の整備等により、交流を支える広域交通ネットワークを強化します。
- ・交流拠点間を結ぶ道路や利用者のための駐車場の整備を進め、利用しやすい環境を形成します。
- ・ 観光交流を促進するため、自然や歴史的資源と触れあいながら散策できる歩行ルートを整備します。

b 交流施設等の整備

- ・ 観光等で本市を訪れる人々がより楽しく快適に過ごすことができるよう、中心商業業務地等において宿泊施設や飲食店の立地を誘導します。
- ・ 広域幹線道路等の沿線に、本市の農林水産物や加工品等を販売する特産品売場の整備を図ります。

c 情報ネットワークの整備

- ・携帯電話や Wi-Fi 環境等新たな情報インフラの充実を促進するとともに、インターネットによる情報提供を積極的に行い、本市の魅力を広く周知することにより、周辺都市からの誘客を促進します。
- ・観光資源等に関する絵看板等の設置により、観光客に親しみのある都市づくりを進めます。



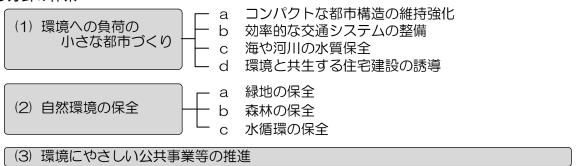
第11節 環境にやさしい都市づくりの方針

1 環境にやさしい都市づくりの目標

地球規模の環境問題に都市づくりの視点からも対応していくため、姶良市環境基本計画と連携し、環境への負荷の小さい低炭素社会に向けた都市づくりに取り組んでいきます。

また、本市の特色でもある身近に親しめる山と海の自然環境を大切にして、次の世代に引き継いでいきます。

●方針の体系



2 環境にやさしい都市づくりの基本方針

(1)環境への負荷の小さな都市づくり

二酸化炭素の排出量の削減等地球規模の環境問題に対応していくため、合理的な土地利用や排出 ガスの抑制等につながる効率的な交通体系の整備を進めます。

a コンパクトな都市構造の維持強化

・ 市街地内の低・未利用地を有効活用したり、中心市街地の土地利用効率を高めること等により、 現在のコンパクトな都市構造を維持し、環境への負荷を抑えます。

b 効率的な交通システムの整備

- ・公共交通の利用促進によるマイカー交通の抑制とあわせて、公共交通機関の低公害化のため、 低公害車両や効率的な運行システムの導入を促進します。
- ・国道 10 号バイパスをはじめとした道路ネットワークの整備を進め、自動車交通を円滑にする ことで、排気ガスの排出量を抑制します。

c 海や河川の水質保全

・海や河川の水質保全のため、適切な生活排水処理を推進します。

d 環境と共生する住宅建設の誘導

・ 家庭用太陽光発電システムの設置に対する支援や、環境負荷の少ない住宅整備に関する情報提供に努めます。

(2) 自然環境の保全

本市は、山・川・海の自然を身近に親しむことのできる都市環境にあり、このような水と緑の豊かな都市環境を保全します。

a 緑地の保全

・ 市街地内の樹林等の残された自然の緑を、二酸化炭素の吸収効果にも配慮して、積極的に保全 します。

b 森林の保全

・森林の持つ多面的機能を活かすために、悠久の森を再生し、豊かな森林環境を保全します。

c 水循環の保全

・海岸・河川の水辺環境と森林の保水・浄化機能の保全を図り、これら自然の持つ浄化能力の維持・回復に努めます。

(3)環境にやさしい公共事業等の推進

公共事業等の実施にあたっては、自然エネルギーの導入等により環境への負荷をできるだけ抑え た環境にやさしい整備を進めます。

- ・山沿いや河川沿岸での道路整備等にあたっては、できる限り自然環境との共生に努めます。
- ・ 都市基盤の整備にあたっては、公共事業で発生する廃材等のリサイクル材としての活用に取り 組みます。
- ・都市生活の基盤となる、ごみ処理施設、火葬場等、近隣環境に影響を与える都市施設について は、周辺住民の理解のもと環境にやさしい施設の整備を図ります。

